

養子縁組の出自を知る権利および検索・再会・交流
をめぐる現状と課題

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学人文社会科学部 公開日: 2019-08-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 白井, 千晶 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00026759

養子縁組の出自を知る権利および 搜索・再会・交流をめぐる現状と課題

白井千晶

国連の子どもの権利条約第7条には「できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」と、出自を知る権利が謳われている。近年日本では、子どもの福利に鑑み、養子縁組や里親子、配偶子提供において、子どもに出生の経緯を伝えること（告知、テリング）が推奨される傾向にある。しかし、告知があっても、その先にあり得る、出自を知ること、および遺伝的つながりがある人を探し再会することに関する法律、制度、支援について整備されていない。

本稿は、養子縁組において、養子になった人が生みの親ないしその親族を、逆に生みの親ないしその親族が養子になった人を探し、再会すること（Search and Reunion：搜索と再会）について、日本における現状と方法を論じる。相対的に俯瞰するために、海外の状況の例としてイギリスをあげ、他の血縁関係の搜索と再会の例として、生殖技術、離婚による別居親の現状をあげる。最後に日本の養子縁組のリユニオン（後述）における今後の課題について、（1）情報の拡充と開示体制の必要、（2）相談支援をする第三者機関の必要、（3）親子以外の親族や関係者の想定、（4）生みの親側からの搜索と再会の可能性の想定、を提起する。

1. リユニオン（reunion）とは何か

養子縁組におけるリユニオン（reunion）とは、養子縁組によって離れた親子が再会することをいう。日本語でいう再会は、長く離れていた人が再び会うその面会だけを指すが、リユニオンはもっと幅広い概念で、再会してから交流すること、付き合いが続くことも含む、時間幅がある概念である。また、日本語で再会というと面会に限られるが、リユニオンは、電話のやりとりや、手紙やメールのやりとりも含み、それが仲介者を介する間接的なものであっても構わ

ない。リユニオンの前段階として、どちらかがどちらかを探す（search）プロセスがある。搜索は養子側からおこなわれることが多いようだが、生みの親を探すことに限られず、自分に関わる情報がほしい場合もあれば、情報がわかれば生みの親に接触しなくてもよいと考える搜索もあれば、生みの親ではなく別の親族（例えばきょうだい）に会うこともある。

トリンダーほか（2005=2019）で述べられているように、リユニオンには、もともと結合していたものが再び結びつけられる（re-unite）、という規範的な含意が見え隠れする¹。リユニオンを再re統合unionと訳すと、その規範性がより明確にわかるだろう。

日本では近年、子どもの福利の観点から、告知（テリング）に焦点が当たってきた。子どもが成長してから知るとアイデンティティの危機に陥る、子どもは不安や違和感を感じている、子どもに正直であることが必要、などがその理由である。しかし、親と遺伝的つながりが無い、生みの親が別にいるということを告知するその先にあり得る、出自を知ること（Search：搜索）、さらにその先にあり得るリユニオン（Reunion：再会）については、あまり論じられることがなく、具体的な方法、仕組み、支援体制も整っていない。

例えば、搜索においては、どのように記録は保管・集積されるべきか、誰がどのように開示するか、相手が開示を望まなかったときにどこまで開示されるべきか、という問題がある。記録が開示されたら、顔が見たい、養子縁組した理由を当人から聞きたいと思うなど、再会を求める人もいるだろう。しかし、再会においては、両者の緊張や不安、行き違いの可能性があり、養子、生みの親、養親それぞれに支援があることが望ましい。

したがって、現実在即していくならば、告知、出自を知る権利の有無やそのありようだけに焦点を当てるのではなく、リユニオンの経験、課題、方法、ニーズと支援について検討すべきである。

付言すると、本稿では搜索と再会、交流をすべき、すべきではないという価値判断はしていない。搜索と再会が最初から不要のように、委託時から（あるいは出生前から）養親と生みの親が拡大家族のようにつきあうオープン・アドプションであるべきだとか、養親が唯一の親で、生みの親は養子に託した事実を知られることなく、スティグマを追わずに自身の人生を歩めるようにクローズド・アドプションであるべきだと価値判断を下すものでもない。それぞれの

¹ トリンダーは、リユニオンという語に抵抗がある人もいるだろうが、単にその語が普及しているから使用すると説明している。

養子縁組、それぞれの当事者の状況、背景、考えは異なっていて、個別性の高い事柄である。専門家によるパターナリスティックな規則ではなく、大人たちの主体的な判断に基づくべきだが、主体的な判断を支えるような専門的な情報提供や支援も必要である。本稿ではこうした問題意識に基づき、養子縁組がどうあるべきかではなく、様々なケースを想定して社会の仕組みがどうあるべきかを検討したいと考えている。

2. 日本とイギリスの養子縁組の状況

リユニオンの背景となる養子縁組の概要をみておこう。本稿ではすべての国・地域について説明する紙幅はないので、日本と主にイギリスを取り上げる（後述の表1にはそれ以外の国も含めた）。世界各国の養子縁組制度の概要については、林（2016）、湯沢（2007）にある法制度説明および記録の保管と情報開示に関する項目を参照してほしい。

（1）イギリスの養子縁組の状況

イギリスの養子縁組数は2017年度に3,820件だった。日本の特別養子縁組数は2017年に616件の認容があった。イギリスの人口は日本の約半分、児童人口は日本の約7割だから、かなり多いことがわかる。しかしイギリス単独で推移を見ると、シングルマザー支援や若年母支援、そしておそらく人工妊娠中絶の許容に相伴って、養子縁組数は減少傾向にある。かつて未婚女性の妊娠に対する社会的・文化的・宗教的圧力が現代よりも高かった時代には、多くの未婚若年女性が、教会や慈善団体が運営する施設で産前産後を過ごし、強制的に養子に託していたという。養子に託した生母は現在のイギリス国内で推計50～75万人、養子は200万人いて、それは人口の25人に1人にあたるとある（Clapton, 2003）。

イギリスの養子縁組数は現在、日本より多いものの、国内推移としては減少傾向であることは述べた。現在の日本との大きな違いは、日本の特別養子縁組は、生みの親の（消極的にせよ）自発的な縁組であるのに対し、イギリスの場合は、生みの親の意思に関わりなく裁判所の決定で進められうることにある。これは社会的養護の措置システムの違いによるが、イギリスの場合は、日本の児童相談所にあたる児童福祉行政機関が単独で子どもの保護や措置をおこなう

ことはできず、裁判所が関与する。強制的な保護措置をおこなう場合には²行政が裁判所に申し立てて、裁判所がケア命令を出す。ケア命令がでると地方当局にも親責任が付与されて、地方当局と親が親責任をもつ。どこでケアを受けるかは、プレイスメント命令で指示される。措置先が養親候補者であることもある。保護措置されたあとの生みの親の状況に関するアセスメント（評価）などを経て、改善が見られないときは養親縁組命令を家庭裁判所がおこなう。したがって、生みの親の同意がなくても、アセスメントと手続きを経て養子候補児になる³。シングルマザーが以前より公的支援を受けられるようになって、危機的妊娠に直面した女性が養子縁組に託すケースが少なくなったのに、日本より養子縁組の規模が大きいのは、このように父母自らの申し出による養子縁組や、父母の同意といった、父母の意向にかかわらず、行政や裁判所のアセスメントによって養子縁組が決定されることによる。これは、子どものケアのパーマネンシー（永続性）が重視されていることを意味している。2017年度の養子縁組は、父母の自由意思に基づく養子縁組は2.1%のみで、ほとんどが裁判所の命令によるものだった（イギリス政府教育省統計）。全体の70.0%が1～4歳の幼児で、新生児や乳児は少ない。

（2）日本の養子縁組の状況

日本では、養子縁組には原則的に父母による同意が必要だと民法で規定されているから、父母の同意が得られそうにない状況では、児童相談所も民間機関も、養子縁組前提で社会的養護の子を、養子候補児として養親希望者に委託することはまれだろう。ただし日本の養子縁組の数の少なさは、近年のことである。「日本人は血のつながりを重視するから養子縁組が少ない」と伝統であるかのように言われるが、それほど単純ではない。近世の日本では、家の継承戦略

² 監督命令（supervision order, 子どもを地方当局のソーシャルワーカーまたは保護観察官の監督下におく命令）の場合は、子どもは地方当局の監督下に置かれるが、親と暮らし、親が親権をもつ。親が監督に協力しない場合に、ケア命令の手続きがとられる。

³ ケア命令のほか、スーパービジョン命令や特別後見人を指定するなど、様々な命令がある。イギリスでは、できるだけ子どもが生まれた環境で育つよう、親族による養育や、親族による後見など、親族ケア（kinship care）が重視されている。ファミリー・グループ・カンファレンス family group conference という子どもの親・祖父母やきょうだい、その他の親族だけでなく、地域の資源（近隣、保育サービス、学校など）が子どもの養育のシェアを検討して決定を共有する仕組みも取り上げられている。親族が特別後見人となり、親が親権をもちながら親族が（あるいは親族と親がともに）子どもを養育することもある。

裁判所のアセスメントで生みの親が改善を示せるよう、あるいは生みの親が知らない間に養子縁組命令が出ないよう、生みの親がソーシャルワーカーのサポートを得ることもある。

や労働力として、成人養子、入夫、夫婦養子など多様な養子取があった（Kurosu, 1997, 2003）。江戸期の捨て子を見ると、産んだ人が育てられない子を育てる人びとの実践が見えてくる（沢山, 2008）。育てる人が産んだかのように出生を届け出る「藁の上から養子」は、庶子や私生子やその子を産んだ女性が社会的に疎外されていた時代において、養育者の実

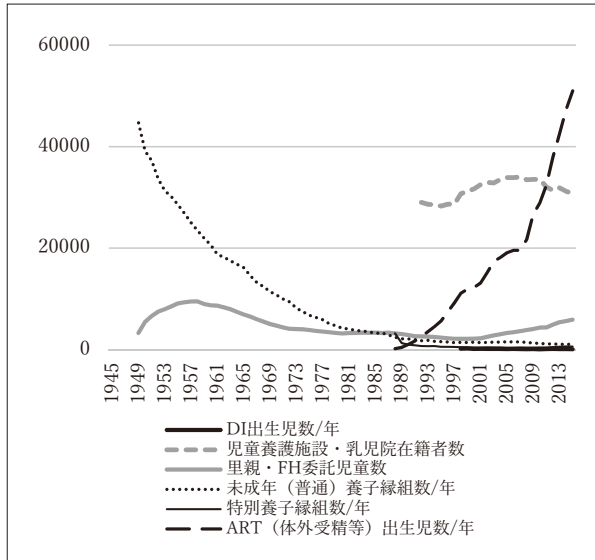


図1 第二次世界大戦後日本の子どもの状況

子のように見せかける解決法でもあり、産婆をはじめとする様々な人びとがそれに関わった（白井, 2013）。図1に示したように、第二次世界大戦後も未成年養子は相当数あったが、急激に減少し、体外受精など不妊治療で夫婦の「血のつながった」子をもつようになって、養子縁組は、夫婦にそれでも子どもが産まれないときの代替的な親なりの手段となった。

一方で、近年では親子の遺伝的つながりと同時に情緒的なつながりが重視され、養親希望者は増加傾向だ。それでも日本で養子縁組が少ない理由は、養育を希望する人が少ないということよりも、親権と養子縁組制度、養子縁組システムが理由だろう。親権と養子縁組制度の理由は、前述のように、親権者の同意が見込まれて初めて子どもを養子縁組前提で養親希望者に委託することなどで、養子縁組システムの理由は、養子候補児が全国で一元的にデータ管理されず、児童相談所の所管ごと、都道府県ごとに停滞していること、児童相談所が養子縁組に消極的であることなどである。

3. 搜索と再会（search and reunion）に関する国内外の状況

次に、搜索と再会（search and reunion）に関する国内外の状況について整理

する。本稿では主に子どもが生みの親を搜索することについてまとめる。日本の養子縁組に関するリユニオンを相対化するために、海外の状況としてはイギリスを、養子縁組以外の血縁関係の搜索と再開の状況として第三者が関わる生殖と別居親についてみる。

(1) イギリスにおける養子縁組のリユニオン

イギリスではかつて、未婚女性の妊娠と墮胎はスティグマ化され、秘密裏に養子縁組が進められてきた。当時の状況は、小説や映画でも描かれていて、例えば生母が息子を探す『あなたを抱きしめる日まで』(2013年公開, 原題Philomena, 原作はノンフィクションのThe Lost Child of Philomena Lee)、遠く海を越えてオーストラリアに児童移民として送られた歴史と現在を描いた『オレンジと太陽』(2011年公開, 原作はソーシャルワーカーのMargaret Humphreys自らが著した*Empty Cradles*, 原作邦訳『からのゆりかご—大英帝国の迷い子たち』)は、いずれも日本語で視聴することができるイギリスの養子縁組の映画や書籍である。

先述のいわゆる「当事者」の規模の大きさは、短期的、長期的な相談支援体制の構築や、トリンダー (2005=2019) のような搜索、再会、交流の支援体制やノウハウの蓄積、法制度の整備に影響を与えてきただろう。イギリスでは現在、成人した養子、生みの親、生みの親の親族には、記録にアクセスする権利や仲介サービスに申し込む権利が認められている養子は1975年からアクセス権があったが、生みの親とその親族にもアクセス権が認められているのが特筆すべき点だ (2002年新養子縁組および子ども法により2005年から)。連絡を受けたくない意思を示す仕組みもある。養子、生みの親、育ての親はしばしばトライアングルに例えられるが、オンライン相談や対面的カウンセリングなど、その三者それぞれを支える福祉団体や当事者グループも多い。

(2) 日本における養子縁組のリユニオン

それでは、日本では、本稿のテーマであるsearch (搜索) とreunion (再会や交流) はどのようになっているだろうか。

日本で搜索と再会の支援が目に見える形でなかったのは、養子縁組の規模が小さいために、当事者グループや権利団体、支援団体、独立開業の養子縁組カウンセラーなどがほとんどなかったことも影響しているだろう。だが、規模だけの理由ではなく、搜索と再会や交流をすべきではない、という規範もその背景にあったのではないか。

近年では、子どもが出自を知る権利に焦点が当たり、子どもに養子縁組を隠すのではなく、早期に出生の経緯を伝える（テリング、告知）ことが望ましいと主張されるようになった。しかしそれまでは、知らない方が幸せ、秘密は墓場まで持って行く、という養子縁組へのスティグマを前提にしたパターンリスティックな考えから、テリングが消極的だったように思われる。その基礎にあったのは、生みの親が唯一の親で、他の誰も親代わりになることはできないという考え方と、失った親とは縁が切れるという考え方だ。前者の考え方は、生みの親を失ったら、誰も代わりに親になれないから、親のいない子どもになってしまうと考え、子どもの保護（親子分離）や、施設ではなく里親委託や養子縁組することを停滞させる。後者の考え方は、いったん里親に委託されたら生みの親と子どもは再統合が難しいという考えにつながり、施設に措置したら子どもが自立するまで継続する傾向をもたらした。この後者のいったん親子が分離したら永遠の別離であるという考え方は、離婚時に夫婦のどちらかのみが親権を持つ単独親権制度と、面会交流への消極性とも関連している。

前者と後者に共通しているのは、「親は複数組ではなく、誰か一人（ないし一組）だ」という考え方だ。英語では、birth parent, adoptive parent, step-parent、時には fist parent, second parent, third parent と冠がついて親が増えていく拡張性をもっているが、親は一人（一組）だという考え方に基づくと、誰かが「本当の」「実の」親で、それ以外の親はなかったことにされる。それが、養子になった人にとって養親が「唯一の親」「本当の親」であり、生みの親を探したり、再会・交流するのは、誰にとってもいい結果をもたらさない、という道徳的な基準をもたらしてきたのではないか。

しかし、ひとたび搜索を決めたとしたら、たどる権利と制度が整えられる前の欧米よりも、日本はたやすく搜索することができる。日本の養子縁組は、互いを知ることができるという点で、「クローズド」ではなく一種の「セミ・オープン」な養子縁組であるといえる（それでも搜索と再会が控えられるのは、いかに道徳的基準が強いかを表している）⁴。

養子になった人が生みの親を搜索する場合には、実子として届けられたいわゆる「藁の上からの養子」か、普通養子縁組か、特別養子縁組かで環境が異な

⁴ ただし英語圏でクローズド・アドプションと呼ばれるのは、出自がわからないような完全に断絶した養子縁組（confidential adoption）で、セミ・オープン・アドプションは、第三者を介して手紙やメール、写真のやりとりがされるような、間接的なオープン・アドプションを指している。この文脈にある相手先の情報は知っているが、やりとりはしないことは、英語圏のセミ・オープン・アドプションの含意にはない。

る。

藁の上からの養子の場合、戸籍や裁判記録をたどるといふ公式の記録から搜索することはできない。育て親、仲介者、当時を知る人（例えば親戚や近隣の人）の証言や記録に頼るしかないだろう。

普通養子縁組の場合は、自身の戸籍を見れば、出生児の父母や前の親権者の氏名、出生の届出人等の情報が記載されている。普通養子縁組は、実方との親族関係が継続しているので、生みの親の戸籍の附票の写しを取り寄せることができ、そこには現在に至るまで（あるいは除籍されるまで）の住所が記録されている。親族として住民票の閲覧ができるだろう。特別養子縁組制度の運用が始まったのは1989年で、それ以前の養子縁組の場合は、普通養子縁組である⁵。

特別養子縁組で養子になった人の場合、まず出生時に生みの親を筆頭とする戸籍（それが未成年、未婚であっても、生みの親は筆頭者となって従前の戸籍から除籍される）に子として記載され、養親の申し立てによって家庭裁判所から特別養子縁組を認容する審判があつてそれが確定したら、養親の手続きによって、子を筆頭とする単独戸籍が作成されてから、養親の戸籍に記載される。養親の戸籍に掲載される子の身分事項欄に、民法817条の2によると但し書きがあり、裁判確定年月日等の記載があつて、特別養子縁組されたことはわかるが、生みの親の情報は記載がない。子自身の除籍謄本を取得して、自身の単独戸籍を閲覧すれば、いくらかの情報が手に入る。単独戸籍に記載されている本籍地は、生みの親の本籍地と同じで、姓は養親の姓になっている。前戸籍の情報が掲載されており、生みの親の氏名が記載されている。除籍簿の保存期限は80年である。ただし生みの親（ないし前の親権者）との親族関係はなくなっている。したがって氏名がわかっても、戸籍や附票の写しを請求するなど現在の情報を得ることが難しい。本籍地も移動していたり、届出時にあえて本籍地の移動（転籍）をしていることもある。また生母が婚姻しているか、婚姻していなくても生父が認知しているかいずれかの場合でなければ、生父の氏名は掲載されていない。

普通養子縁組許可、特別養子縁組認容の審判をした家庭裁判所にも情報がある。審判書の謄本には、生みの親の氏名や生年月日の記載や、その他経緯等の記載があることがある。裁判所の調査官は、生みの親に面接して経緯や意向の聞き取りをして報告書を作成しているが、こうした報告書も養子となった人に

⁵ 普通養子縁組された子どもであっても、1989年の施行時に6歳未満（委託時に6歳未満であれば申し立て時に8歳未満）であれば、特別養子縁組が認容されたケースも相当数ある。

は、重要な情報源になるだろう。ただし審判書以外の記録は、裁判所の他の記録と同様、保存期間は5年間である。養親等が閲覧、複写していれば手元にあるだろうが、養子となった人自身が閲覧を希望する時には、保存期間を過ぎているだろう。

児童相談所や民間の養子縁組機関など、養子縁組にさいし仲介者がある場合には、そこに記録が保存されているだろう。児童相談所の場合、記録がコンピューター化される以前の養子縁組なら、保存期間は上記と同様に5年間である。それ以上の期間、任意に保存していることも多いだろうし、コンピューター化されて以降の記録は、実質的に、永年保存されているだろう。しかし閲覧できるか、開示請求して開示させられるかは定かではない。民間の養子縁組機関の場合は、2018年4月から施行されたいわゆる養子縁組あっせん法で、記録の永年保存と廃業の場合の記録の移管が義務づけられた。しかしその記録の開示については定めはない。また施行以前の縁組の場合（現在の読者はその場合がほとんどだろう）、仲介者の死亡や廃業により、記録が保存されていないことも考えられる。

そのほか、養親が生みの親から母子健康手帳を引き継いでいたり、アルバムや手紙を受け取っていることもある。何より養親や親族から情報を得られる可能性は高い。ただし、養親に生みの親の情報が知りたいと尋ねることには、養親を裏切るような気持ちになるという忠誠心の葛藤など別の課題が生じるとリンダー（2005=2019）のインタビューで明らかになっている。

（3） その他のリュニオン：第三者が関わる生殖技術、別居親

最後に、遺伝的つながりがある親や子を探し、面会・交流する養子縁組以外のケースとして、第三者が関わる生殖技術で親子になった場合と、離婚等による別居親の場合を見てみよう。

日本以外の第三者が関わる生殖技術のいわゆる出自を知る権利について主要国の状況を整理した文献として、林（2010）、日比野編（2015）をあげることができる（単独国のものは割愛）。

本稿で取り上げたイギリスでは、提供者を特定できる情報にアクセスできることを含んだ法律が2005年に成立した。同時に匿名の提供が撤廃された。これらには養子縁組の法律の動向が影響を与えている。

イギリスのほか、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、スウェーデン、ニュージーランド、オーストラリアのビクトリア州、香港などでは、ドナー情報が開

示される。匿名ドナーの場合のみ開示されないのは、ベルギー、アイルランド、デンマークなどで、開示されないのはフランス、台湾、中国、ベトナム、インド、タイなどだ。一方、法制度で開示が定められていなくても、ドナー情報の登録や、遺伝情報の登録から、きょうだい同士がマッチングでき、交流を持つものもある（Donor Sibling Registryが著名だが、各国に類似の登録サイトがある）。

日本における第三者が関わる生殖技術については、法律がなく、主要学会が独自のガイドラインを作成している状況だが、精子提供については日本産科婦人科学会が、精子提供実施施設の登録と実施状況の報告を求めている。当該学会は提供者は匿名に限るとしており、出自はわからない。民間医療機関のネットワークJISARTやJISART以外のクリニックでは独自のガイドラインに基づいて卵子提供および精子提供を実施しているが、被提供を希望する夫婦が提供者を確保した上で倫理審査を受審する仕組みで、無償提供に限定しているため、提供者のほとんどは親族であり、出自がわかるが、当事者に任されている⁶。一方、卵子提供の被提供者の多くは海外で施術を受けていて、施術国の法制度や状況に依存する。

したがって、日本も批准している国連の子どもの権利条約では、「できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」（第七条）とあるが、第三者が関わる生殖技術では、子どもが出自を知る権利は、法的根拠や制度がなく、非常に不安定で脆弱だといえる（白井, 2018）。

遺伝的な親がわかり、かつ交流が制度化されつつあるのは、離婚による別居親だろう。カナダ、アメリカ、フランス、ドイツ、オーストラリア、ニュージーランドなどでは離婚後も一般的には共同親権である。そうした国々では、別居親がどのように関わるか、養育計画作成支援や面会交流支援がおこなわれている。日本は単独親権で、別居親が養育・扶養の義務を負わず、交流もないことがあるが、面会交流を家庭裁判所に申し立てたり、面会交流支援サービスを使うこともある。再会と交流をしない場合にも、戸籍で搜索（出自を知る）ことはできる。ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）に批准したため、別居親が日本国籍でない場合は、当該ルールに従うことになったことは周知の通りである。

⁶ 親族間の提供の場合、提供者と被提供者は既知の関係だが、子どもへの告知が促進されるか、阻まれるかはばらつきがあるだろう。例えば夫の父親や兄弟の精子の提供を受けた場合、妻の姉妹の卵子の提供を受けた場合を想像するとよい。

ここまで整理してきた内容や、それ以外の国や領域を含む情報を表1にまとめた。日本の状況は養子縁組、別居親、配偶子提供を述べたが、それ以外の、里親子、遺棄児、交際相手の子についても記載した。海外の例としてはイギリスについて述べたが、筆者が訪問調査した米国・コロラド州と、第三者が関わる生殖技術の出自を知る仕組みでモデルの一つとされるオーストラリア・ビクトリア州をあげた。米・コロラド州では、さかのぼって、養子やその関係者（例えば養子の子どもなど）を含む人びとが記録にアクセスできる法律が施行された。豪・ビクトリア州では、養子縁組の生みの親を含む当事者は情報開示を求められる。第三者が関わる生殖の場合には、親が子どもに告知したかどうかで子どもが出自を知る権利が左右されないように、18歳になると子ども本人に出生に関わる情報を知りたいか連絡が来る仕組みになった。その後、出生記録に記載されるようになった。また、相手側が個人情報を開示しない意思を持っている場合にも、特定しない情報は開示されていたが、新法施行後は特定情報も開示される。当事者それぞれの意思確認やカウンセリングサービスもある。

なお、表には記載していないが、匿名配偶子に限定する国や、そもそも配偶子提供を禁止している国もあることを付言しておく。

表1 日本国内外における遺伝的親・子を探す仕組み

日本：特別養子縁組	養子であることは戸籍でわかる。特別養子縁組の場合、除籍簿をたどると生みの親氏名と当時の本籍地がわかる。附票の写しが可能なことも。普通養子縁組の場合、戸籍に生みの親氏名等掲載、親族関係も継続し住民票等閲覧請求可能。
日本：里子	里子であることは戸籍でわかる。子の戸籍に生みの親氏名等掲載、親族関係も継続し住民票等閲覧請求可能。
日本：卵子提供	国内施設で自身が手配する場合は既知、海外はケースバイケース
日本：精子提供	日本産科婦人科学会ガイドラインでは病院が準備した匿名提供者、国内施設で自身が手配する場合は既知（告知の有無に依存する）
日本：遺棄児	遺棄の状況は遺棄時の児童相談所の記録にあるが当該所にたどり着かないか行政保存期限5年を超過していることが予想される
日本：別居親（離婚）	出生時に親が婚姻している場合、嫡出推定により母親の婚姻相手が子の父親として戸籍に載っている。親が離婚しても非親権者側と親族関係は終了しない。（嫡出否認や親子関係不存在請求については割愛）

日本：藁の上からの養子	公的記録には載っていないが、あっせん者、育て親、その家族が情報をもっている場合が少なくない。
日本：交際相手等	認知がなければ公的記録にはないが、生みの母が情報を持っている場合が少なくない。(嫡出否認や親子関係不存在請求については割愛)
英：養子縁組	1975年に養子の出自情報アクセス権が認められた。現在では、養子、生みの親、生みの親の親族が情報を請求できる。代理人を通して生みの親や親族も養子になった人に連絡をとることができる(2002年新養子縁組および子ども法)。
英：卵子提供	2004年制定法で匿名提供不可に(2005年4月提供分から)。子は18歳以上で出自に関する情報を入手可能。開示請求時に提供者に連絡がある。
米コロラド州：養子縁組	2016年から養子縁組の時期にかかわらず養子やその関係者は出生記録を裁判所に請求できる。
米コロラド州：卵子提供	バンクは原則的に個人を特定しない情報を提供するが、契約内容による。法制度はない。
豪ビクトリア州：養子縁組	養子や養親、親族や、生みの親やその親族が情報開示を請求できる(18歳以上)。他州では開示の拒否権、意思確認のカウンセリングもある。
豪ビクトリア州：卵子提供	1988年以降の子は個人を特定しない情報を得られる。1998年以降個人特定情報を得られる。2010年以降出生証明書に提供による出生が記載され18歳時に連絡がある。2017年より匿名提供廃止。第三者機関あり。

白井千晶作成。海外は一例。

4. 日本における養子縁組の再会と交流に関連する今後の課題

最後に、日本における養子縁組の再会と交流に関連する今後の展望や課題について、本稿では4点述べたいと思う。

1点目に、記録する情報の拡充および開示体制が求められることである。トリンダー(2005=2019)の具体例でも示されているように、養子になった人は、生みの親と対面するためだけに検索しているのではない。自身のバックグラウンドを知りたいのであって、「もう一人・もう一組の親」を探したいのではない、という人もいる。しかし現在保存されている情報や公的記録が、バックグラウンドを知りたいというニーズを満たしているかということ、そうではない。家庭裁判所の生みの親の調書では、審判という目的から、養子に託す理由に焦点が当たりがちで、戸籍などの公的記録では、氏名と本籍地だけである。バックグ

ラウンドを知りたいというニーズに対して特に不足しているのは、遺伝学的情報や医学的情報といった、身体的な情報と、養子縁組前後の状況などの環境的な情報である。身体的な情報については、血縁者の病歴や体質、妊娠時の母体および胎児の状態などである。特に生父方の情報が欠如していることが多い。生みの親に関わった人びとが、子どものニーズという観点から、そのような情報を積極的に収集し、記録することが今後ますます求められるだろう。

後者の環境的な情報は、例えば、出生前後や養子縁組委託まで関わった人など、生みの親以外の情報を含む広範な情報である。韓国の例で説明しよう。

韓国から欧米に数万人規模で渡った海外養子は、その後数十年たって、生みの親を探したり、ゆかりのある場所を訪問したりするようになった。元子どもからの運動で、韓国はどの機関が関わった養子縁組も、中央養子縁組院のデータベースに収録されることになり、過去にさかのぼって電子化が進んでいる。生みの親が自身が特定される個人情報の開示をしない意思表示をした場合も、個人が特定されない情報は開示され、両者のニーズができるだけ満たせる仕組みを整えている。筆者らが中央養子縁組院を訪問したさい、当院から「日本でこれからシステムを構築するなら、ぜひ生みの親以外の情報も入れるようにしなさい。例えば遺棄児なら、誰がどんな状況で見つけたのか、その人はどのように子どもを扱ったのか、委託されるまで誰がどのように世話をしたのか、どんな手紙を書いたのか。スキャン画像もリンクして保存できるといいでしょう。生みの親以外の情報も、子どもにとってはとても大切なのです」と助言を受けた。ライフストーリーワークでも、生まれた病院、過ごした乳児院など、ゆかりのある場所や人、写真が使われている。子どものパズルのピースを埋めるのは、生みの親の情報や出生の経緯だけではないことを念頭に置く必要がある。

2点目に、こうした情報にアクセスするか否か、生みの親を探すかどうか、連絡を取るかどうかを養子になった人が決めるときに、相談をし支援を受けることができる体制が必要だ。日本では互いの氏名や本籍地を知ることができても、その先に進むことが難しいのは、相談できる人・組織や、仲介できる人・組織がほとんどないことも理由の一つだろう。養子になった人、生みの親、養親、それぞれにカウンセリングや支援できる人・第三者機関が必要だ。その支援者や仲介者は、養子、生みの親、養親のそれぞれの「喪失のトライアングル」を十分に理解できる人でなければならない。筆者が訪問したイギリスや米国・コロラド州では、養子縁組カウンセラー (adoption counselor) と呼ばれる養子縁組専門のカウンセラーが開業していたり、養子縁組後のサービスに特化した

機関であるポストアドプション機関（post-adoption agencies）が専門的なサービスを提供していた。

3 点目に、トリンダー（2005=2019）で生みの親側の親族（birth relative）や養子側の親族（adoptive relative）について十分論じられていたように、親子以外の関わりについて視野に含めなければならない。これまで出自をたどったり、連絡を取り合ったりするさいには、親子（生みの親と養子になった人）が想定されていた。しかし、現実には、生みの親が結婚した人や、その子ども、養子縁組先のきょうだいなど、多くの関係者がいる。生みの親が年老いて、場合によってはそうした関係者との付き合いの方が長く続く。生みの親と育て親は互いに競合的になることがあるが⁷、きょうだいは増えるだけで、養子縁組に関してきょうだいに誹責することもなく、気楽につきあえるかもしれない。逆に、親子が感動的な対面をすることができたとしても、関係者が複雑な立場であることもある（例えば、生みの親のきょうだいが、養子になった人に、亡くなったきょうだいを重ね合わせて侵襲的であったり、生みの親がその後生んだ子どもにとっては、養子になった人の存在が、親の過失を突きつけられているようであったり）。関係者は、親子ほど養子縁組について考えたり学んだりしてこなかった可能性が高く、さらに齟齬が拡大する可能性がある。こうした困難を当事者が抱え込まなくてもいいように、指南書や相談先が必要だ。

4 点目に、生みの親から搜索と再会、交流をする可能性を想定する必要がある。本書のイギリスや、アメリカやオーストラリアの一部の州では、法律的にも、生みの親からもたどる権利が認められている。日本でも、生みの親が子どもをたどる場合は、除籍簿を取得したり、審判書謄本を確認したりして、記載された子どもの新しい姓を知ることができる。民間の養子縁組機関の中には、子どもとの再会や交流の相談を受けたり、両者とやりとりして場合によっては仲介するところもあるが、現実的には、生みの親への処罰感情も相まってか、生みの親がたどることには、社会的にブレーキがかかりがちだろう。しかし、生みの親だけでなく、その子どもなどの関係者がいること、医学的に伝えるべき情報が生じる可能性、そして何より一人の人間として、生みの親も行為者（エージェンシー）として想定した場合に、どのような仕組みを整えるべきか、

⁷ 養子、生みの親、育て親、どの立場からも、生みの親と育て親は競合的になり得る。具体的には、養子が、生みの親を探すことは養親を裏切ることだと感じたり、生みの親が、空白期間をうめて親としての役割を取り戻そうとしたり、養親が、生みの親の登場に脅威を感じたり養育を放棄した生みの親を責めたり、ということである。

議論する時期に来ているだろう。

告知の先にあり得る、出自を知ること、搜索と再会・交流の多様なニーズと課題について深め、法制度や体制、支援システムを検討していくことが求められている。

本稿は『養子縁組の再会と交流のハンドブック—イギリスの実践から』リズ・トリンダーほか著、白井千晶監訳、生活書院、2019年 の監訳者あとがきを大幅に加筆・修正したものである。

引用文献

Clapton, Gary. 2003, *Birth Fathers and their Adoption Experiences*, Jessica Kingsley Publishers

林浩康編著2015, 2016『国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮したその実践手続きのあり方に関する研究』

林かおり2010「海外における生殖補助医療法の現状—死後生殖、代理懐胎、子どもの出自を知る権利をめぐる」『外国の立法』243, 99-136

日比野由利編2015『諸外国の生殖補助医療における出自を知る権利の取扱に関する研究』

Kurosu Satomi, 1997, *Adoption as an Heirship Strategy? : a Case from a Northeastern Village in Pre-industrial Japan* (継承戦略としての養子? : 近世東北一農村を中心として), *Nichibunken Japan review*, 9, 171-189

Kurosu Satomi, 2013, *Adoption and Family Reproduction in Early Modern Japan*, 『経済研究』64(1), 1-12

沢山美果子2008『江戸の捨て子たち—その肖像』吉川弘文館

白井千晶2013「昭和期における助産婦の仲介による養親子関係の創設について：とくにいわゆる「藁の上からの養子」について」『和光大学現代人間学部紀要』6, 155-174

白井千晶2018「第三者が関わる生殖技術における子どもが出自を知る権利と親子支援—卵子提供のピアグループを例に」『月刊社会教育』8, 25-31

トリンダー・Lほか2019『養子縁組の再会と交流のハンドブック—イギリスの実践から』白井千晶監訳、生活書院 (Trinder, L et al., 2005, *The Adoption Reunion Handbook*, Wiley)

湯沢雍彦編著2007『要保護児童養子斡旋の国際比較』日本加除出版